

見積書
提出期限

令和8年3月13日 午後 5時

担当者：
連絡先：

収入印紙
契約の相手方
となった者は
貼付を要する

事業請負見積書

令和 年 月 日

大阪市 契約担当者 西淀川区長 松田 和也 様

住所又は事業所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

印

下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。
なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。

見積金額			百万			千			円
			百万			千			円
契約金額			百万			千			円
			百万			千			円
<input type="checkbox"/> 課税事業者	うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額								円
<input type="checkbox"/> 免税事業者									

契約金額は、見積金額に当該金額の100分の10を上積みした額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です。

なお、契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。

記

事業名称	令和8年度大阪市西淀川区役所一般廃棄物収集運搬業務委託（概算契約）					
履行期限	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで		履行場所	仕様書のとおり		
履行方法	仕様書のとおり		その他			
明細書	名称	形状・寸法・摘要			数量	
	仕様書のとおり					
(見積条項) 裏面のとおり						
本書のとおり契約を締結する。						
1 契約方法 任意契約		2 契約保証金 <input type="checkbox"/> 契約金額の5/100以上 (金 円) <input type="checkbox"/> 履行保証保険 <input type="checkbox"/> 免除				
用途	区庁舎設備維持用					
摘要	公募型比較見積（種目：01 建物等各種施設管理-16 廃棄物処理） 令和7年3月11日契約事務審査会審議済					
決裁	局長	部長	課長	課長代理	係長	係員
	起案 令和 . .					
	決裁 令和 . .					
西淀契第 号						

見積条項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 2 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第28条第1項各号の1に該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

契約条項

（検査の時期）

- 1 大阪市（以下「発注者」という。）は、請負人（以下「受注者」という。）から給付の完了の通知を受けた日から工事については14日、その他の給付については10日以内に検査を行う。

（契約代金の支払い時期）

- 2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から工事については40日、その他の給付については30日以内に契約代金を支払う。
（受注者の履行遅延の場合における損害金）
- 3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第56条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。
（発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金）
- 4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。

（契約保証金の帰属等）

- 5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。
(1) 大阪市契約規則第38条の規定による。
(2) 大阪市契約規則第61条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。
（契約に関する紛争の解決方法）
- 6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪州市会規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。
なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講ずることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。

ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

案件名称	令和8年度大阪市西淀川区役所 一般廃棄物収集運搬業務委託（概算契約）
------	---------------------------------------

仕 様 書

大阪市西淀川区役所

1 案件名称

令和8年度大阪市西淀川区役所一般廃棄物収集運搬業務委託（概算契約）

2 概要

本業務は、発注者が指示する収集場所から一般廃棄物を収集し、大阪広域環境施設組合の処理施設へ運搬するものである。

3 関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「法」という。）その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

4 排出事業者

本業務における排出事業者は大阪市西淀川区役所とする。

5 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

6 業務内容

（1）一般廃棄物の予定数量

4,800 k g

上記数量は概算であるため増減する可能性がある。

（2）収集場所

大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号

大阪市西淀川区役所 1階ごみ置き場（別紙1のとおり）

（3）収集日、収集回数及び収集時間

ア 収集日、収集回数

平日の定曜日（週2回）とする。

ただし、当該日が祝日および12月29日から1月3日に当たる場合は、発注者と協議のうえ、決定する。

イ 収集時間

原則として、9時から15時までの間とする。

ただし、9処理施設の受入時間内に搬入しなければならない。

（4）計量

収集の際は、発注者立会いのもと都度計量を行うこととし、重量を一般廃棄物集計表（別紙2のとおり）に記載する。（計量は荷姿による概算での記載とする。）

7 作業計画

受注者は、業務の実施に先立ち、契約締結後、速やかに発注者と調整し、一般廃棄物収集運搬計画書（別紙3のとおり）を作成し、発注者へ提出し承認を得ること。提出した内容に変更等が生じる場合は、速やかに変更後の計画書を再度提出し、発注者の承認を得ること。

8 使用車両

- (1) 受注者は、本業務着手までに、作業に使用する車両について、車両使用届（別紙4のとおり）及び車検証を提出し、承認を得なければならない。
- (2) 受注者は、承認を得た車両以外の車両を本業務に使用してはならない。
なお、使用車両に変更があった場合は、速やかに変更後の車両使用届及び車検証を提出し承認を得なければならない。
- (3) 受注者は、本業務に使用する車両が大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者からの借受車両である場合は、当該許可業者の大阪市一般廃棄物収集運搬業許可申請書に記載されていない車両（大阪市承認車両でない車両）でなければならない。

9 処理施設

- (1) 処理施設は、大阪市環境局の搬入計画上、原則として東成区、生野区、鶴見区、東住吉区、平野区内で発生した一般廃棄物については八尾工場、その他の区で発生した一般廃棄物については舞洲工場とする。
- (2) 舞洲工場への通行経路は、原則として次のとおりとする。

最終収集区	通行経路（往復）
此花区	指定無し
福島区	安治川右岸線（※1）
その他	高速道路又は夢舞大橋（※2）
（※1）搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し。復路に高速道路、夢舞大橋の利用も可	
（※2）搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し、福島区の収集に向かう場合は復路に安治川右岸線の利用も可。	

- (3) 前項の規定にかかわらず、環境局の運営上の事由により、指定工場以外の工場に搬入先を変更することがあった場合、受注者は協力すること。

10 自動計量システム I C カード

自動計量システム I C カードは大阪市環境局が貸与したものをを使用すること。

11 報告

受注者は、毎月の作業終了後、中間出来高報告書（別紙5のとおり）を作成し、計量票の写しとともに、業務実施月の翌月7日（ただし、3月分はその月末）までに受注者へ提出すること。

12 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 排出された一般廃棄物を収集運搬車両へ積込む際は、粉塵の飛散防止等を行い、施設を汚さないよう注意すること。
- (2) 収集作業中は、周囲の人や車両等の安全を妨げることのないよう十分に配慮すること。
- (3) 収集・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。
- (4) 台風、降雪などの荒天により通常どおりに作業が行えない場合は、当日の作業実施状況について、業務開始前及び途中経過を発注者へ報告し、指示を受けること。
- (5) 処理施設の受入基準に合致しないごみについては、発注者の指示に従い対応すること。
- (6) 収集当日の最終運搬車両が搬出する時点で、収集場所にごみを残すことなく収集すること。

とを基本とするが、状況により積み残す場合は、発注者の承諾を得ること。

(7) 一般廃棄物を積込んだ後は、発生したごみ等が無いよう片づけること。

13 再委託の禁止

(1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 一般廃棄物収集運搬業務

ただし、法令の定める再委託の基準に従う場合には、この限りではない。

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。

ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(6) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

14 経費の負担

本業務における処分費及び運搬費の一切は、受注者の負担とする。

15 概算契約

本業務の数量・回数は概算であり、発注者の都合により増減することがある。契約当初は概算数量で契約するが、後日、数量・回数を確定する。

業務委託料の計算については、業務委託料内訳書（別添）に記載された廃棄物収集運搬業務に関する1kgあたりの単価（以下、「契約単価」という。）及び収集運搬1回あたりの経費（以下、「収集経費」という。）をもとに実収集運搬量に契約単価を乗じたものに、収集回数に収集経費を乗じたものを加えて行うものとする。

16 検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

17 委託契約を解除した場合の処分されない一般廃棄物の取扱い

発注者及び受注者は、下記内容により相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することが出来る。但し、発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた一般廃棄物の収集運搬が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の処置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

ア 受注者は解除された後も、その一般廃棄物に対する本件契約区分に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている一般廃棄物についての収集運搬を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用を持って行わせなければならない。

イ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ 上記イの場合、発注者は当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の一般廃棄物の収集運搬を行わせしめるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求するものとする。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の一般廃棄物を、発注者の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

18 遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得、または市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。

なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪市に帰属する。

19 その他

(1) 応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札すること。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。

(2) 本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に疑義が生じたときは、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。

20 事業担当

大阪市西淀川区御幣島 1 丁目 2 番 10 号

大阪市西淀川区役所総務課

電話：06-6478-9625

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（西淀川区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（西淀川区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の総務課(連絡先:06-6478-9985)に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

令和 年 月 日

大阪市西淀川区長 様

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

業務委託料内訳書

(案件名称)

令和8年度大阪市西淀川区役所一般廃棄物収集運搬業務委託 (概算契約)

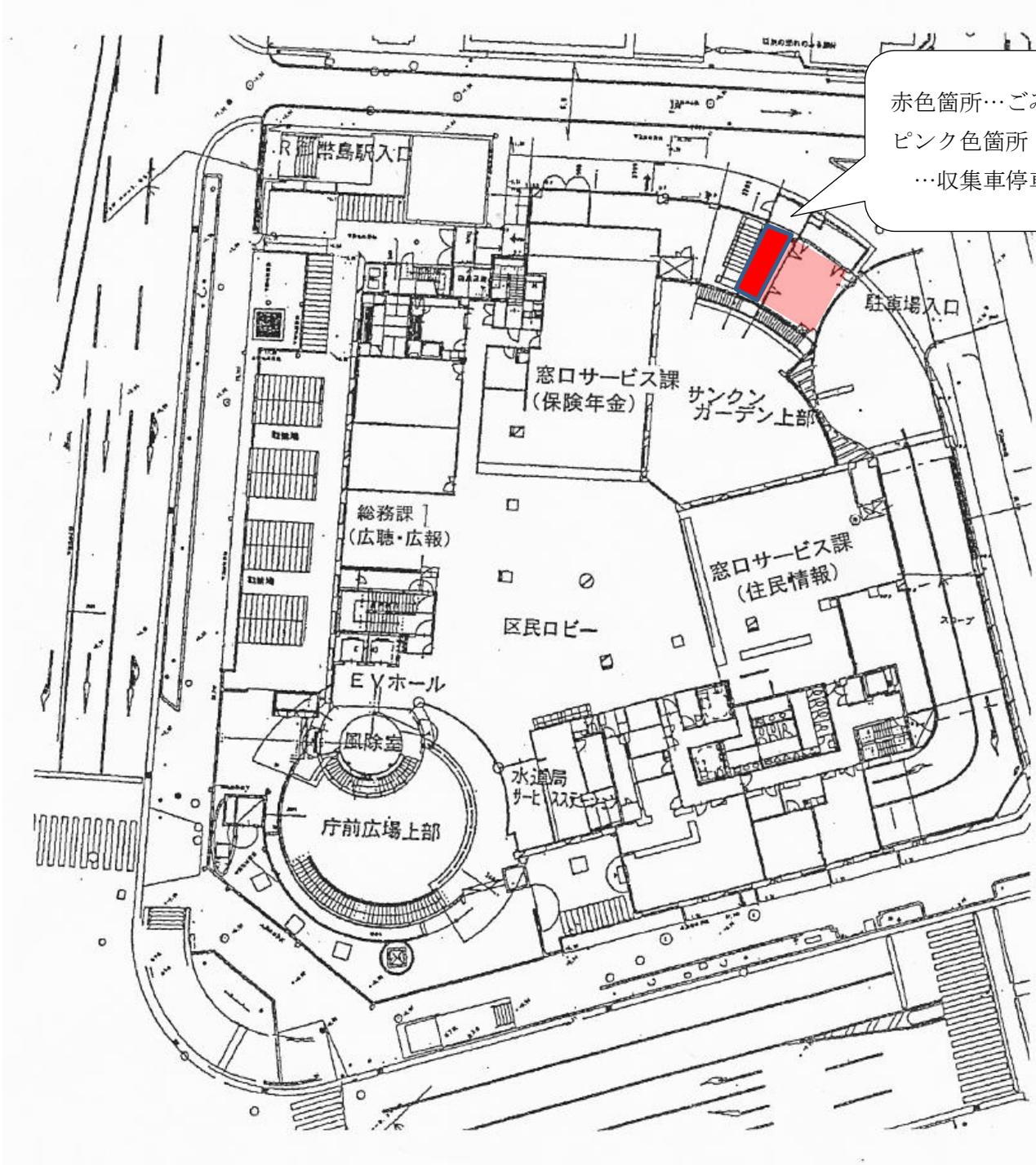
種類	単価 ①	数量・回数 ②	金額(税抜) ①×② ③	消費税 (10%) ④	金額(税込) ③+④
一般廃棄物	円/kg	4,800 kg	円	円	円
一般廃棄物 収集運搬諸経費	円/回	106回	円	円	円
合計金額					円

※見積書の金額と一致させること。

大阪市西淀川区役所 1階ごみ置き場

1階

赤色箇所…ごみ庫
ピンク色箇所
…収集車停車場所



大阪市西淀川区役所一般廃棄物収集運搬計画書

令和 年 月 日

大阪市西淀川区長 様

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

次のとおり一般廃棄物の収集運搬を実施します。

1 収集運搬期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

2 収集運搬曜日

毎週 曜日

3 収集時間

午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分

4 担当者

氏名：

連絡先：

5 その他

収集運搬計画に変更が生じた場合は、速やかに再度計画書を提出します。

大阪市西淀川区役所一般廃棄物収集運搬使用車両届

令和 年 月 日

大阪市西淀川区長 様

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

次のとおり一般廃棄物の収集運搬に使用する車両について届出をします。

1 車種

2 車両ナンバー

3 車検証の写し
別添のとおり

4 その他
使用車両に変更が生じた場合は、速やかに再度使用車両届を提出します。

中間出来高報告書（第 回中間・完納）

令和 年 月 日

大阪市西淀川区長 様

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

次のとおり報告します。

契約番号	西淀契第 号
事業名称	令和8年度大阪市西淀川区役所 一般廃棄物収集運搬業務委託（概算契約）
作業期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
収集運搬量	kg